

# パパ・ママ育休プラス

## パパとママで活用する 「改正育児介護休業法」



少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることのできる社会を目指して改正された「育児介護休業法」（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律）が施行（6月30日）されました。

### 【改正の主なポイント】

#### ◆子育て期間中の働き方の見直し

##### ●短時間勤務制度の義務化

3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度（1日6時間）を設けることが、事業主の義務になりました。

##### ●所定外労働（残業）の免除の義務化

3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除されます。

##### ●休暇の取得可能日数

小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。

#### ◆父親も子育てできる働き方の実現

##### ●パパ・ママ育休プラス

父母がともに育児休業を取得する場合、休業可能期間を子が1歳2か月に達するまで延長されます。

##### ●産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

配偶者の出産後8週間以内の期間に父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても再度の取得が可能です。

##### ●労使協定による専業主婦（夫）除外規定の免除

配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中である場合等の労働者からの育児休業の申出を拒める規定を廃止し、専業主婦（主）家庭の（夫妻）を含め、すべての労働者が育児休業を取得できます。

#### ◆仕事と介護の両立

##### ●介護のための短期休暇の設置

要介護状態の対象家族が1人であれば年5日間、2人以上であれば年10日の休暇が取得できます。

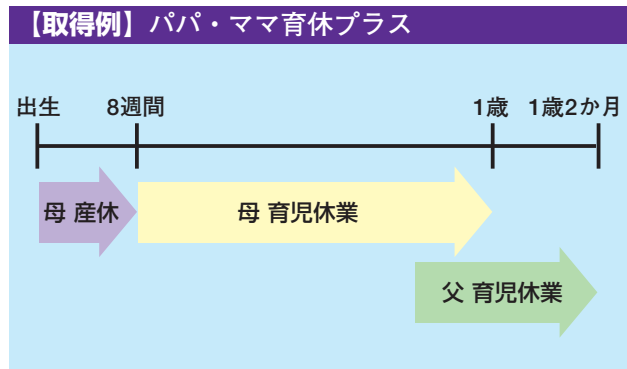
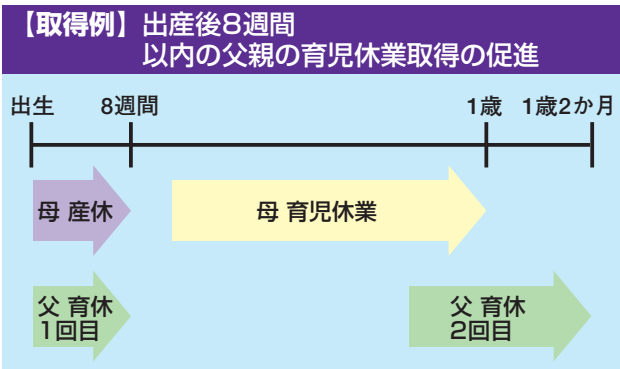
#### ◆実効性の確保

##### ●苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設

育児休業の取得に伴う労使間の紛争等について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度を設けました。

##### ●公表制度及び過料の創設

法違反に対する勧告に従わない企業名の公表制度や、虚偽の報告をした企業に対する過料制度を設けました。



※父の育児休業期間の上限は1年間、母は産後休業期間と育児休業を合わせて1年間。